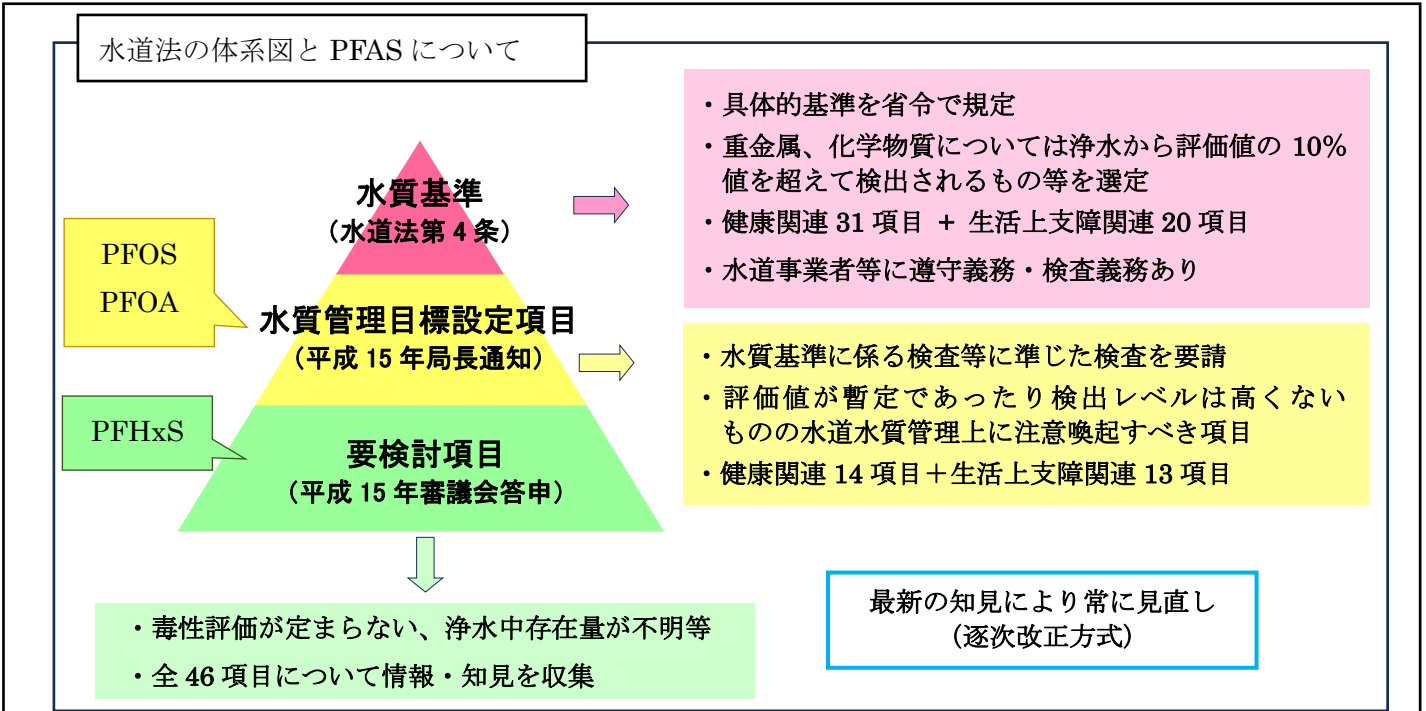


水道水中の有機フッ素化合物 (PFAS) の法規制について



日本の水道の規制は水道法第 4 条に基づき、51 項目が水質基準値とともに定められています。水質管理目標設定項目は、その水質基準の下に位置するもので、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として定められたものです。また、要検討項目は毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目となっています。

有機フッ素化合物 (PFAS) は 4700 種類以上 (定義によっては 1 万種類以上) ありますが、水道法における PFAS の規制は、下表の通りです。

項目	分類	基準値等
PFOS 及び PFOA	水質管理目標設定項目	暫定目標値 ^{※1} として合算で 50ng/L
PFHxS	要検討項目	設定なし ^{※2}

※1 暫定目標値が定められていますが、PFOS、PFOA について、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はなく、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。

※2 国際的に有害性評価等に関する知見が蓄積している状況とは言えないため「設定なし」となっています。

『PFOS 及び PFOA の水質基準への移行について』

2024 年 7 月 17 日に開催された令和 6 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会において、PFOS 及び PFOA の水質基準への移行などについて議論されており、今後 PFOS 及び PFOA が水質基準に移行される可能性があります。

詳しくは、当社 分析担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析

